

第 7 1 6 号
平成25年12月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	365	1
・ 放置自転車等の保管について	366	2
・ 放置自転車等の保管について	367	2
・ 放置自転車等の保管について	368	3
・ 公営企業の財務状況の公表について	369	3
・ 放置自転車等の保管について	370	27
・ 放置自転車等の保管について	371	27
・ 放置自転車等の保管について	372	27
・ 放置自転車等の保管について	373	28
・ 放置自転車等の保管について	374	28
・ 放置自転車等の保管について	375	29
・ 放置自転車等の保管について	376	29
・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて	377	29
・ 放置自転車等の保管について	378	30
・ 放置自転車等の保管について	379	30
・ 放置自転車等の保管について	380	30
・ 公示送達について	381	31
・ 放置自転車等の保管について	382	31
・ 放置自転車等の保管について	383	31
・ 住民票の職権消除について	384	32
・ 放置自転車等の保管について	385	32
・ 放置自転車等の保管について	386	32
・ 放置自転車等の保管について	387	33
・ 違反広告物の保管について	388	33
・ 放置自転車等の保管について	389	34
・ 放置自転車等の保管について	390	34
・ 放置自転車等の保管について	391	34
・ 放置自転車等の保管について	392	35

・ 平成25年第4回天理市議会定例会の 招集について	393	35
・ 放置自転車等の保管について	394	35
・ 放置自転車等の保管について	395	36
・ 放置自転車等の保管について	396	36
・ 放置自転車等の保管について	397	36
・ 放置自転車等の保管について	398	37
・ 放置自転車等の保管について	399	37
公 告	番号	頁数
・ 農用地利用集積計画について	45	38
教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	16	38
農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	12	38
選挙管理委員会	番号	頁数
・ 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登 録をした者の氏名を記載した書面の 縦覧場所について	39	38
・ 選挙権を有する者の直接選挙に必要 な選挙人の数について	40	38
公営企業	番号	頁数
・ 一般競争入札について	29	39
・ 一般競争入札について	30	43
・ 一般競争入札について	31	47
・ 平成25年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について	32	51
・ 平成25年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について	33	51
・ 平成25年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について	34	51

告 示

(平成25年11月6日揭示済)

天理市告示第365号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成25年11月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年11月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月 6 日から平成26年 1 月 4 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1 台につき）
 - ア 移動費 2,000 円
 - イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成25年11月 7 日揭示済）

天理市告示第366号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年11月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年11月 7 日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月 7 日から平成26年 1 月 5 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

（平成25年11月 8 日揭示済）

天理市告示第367号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年11月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月 8 日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月 8 日から平成26年 1 月 6 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成25年11月11日揭示済)

天理市告示第368号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年11月11日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月11日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月11日から平成26年 1 月 9 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成25年11月12日揭示済)

天理市告示第369号

地方公営企業法第40条の 2 第 1 項の規定により、平成25年 4 月 1 日から平成25年 9 月30日までににおける本市病院事業、水道事業及び下水事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成25年11月12日

天理市長 並 河 健

平成25年度上半期天理市立病院事業報告書

(平成25年4月1日～平成25年9月30日)

1. 概 況

(1) 総括事項

当病院では、自治体病院としての使命を果たすべく、地域住民に対する良質な医療の提供等、地域医療の確保・充実に努めて参りました。

業務量につきましては、入院患者数は7,627人、外来患者数は31,283人となり、患者数合計は38,910人で、前年同期に比べ10,121人(20.6%)の減少となりました。

次に収益的収支の状況についてであります。収入総額713,032,757円に対して支出総額は766,168,408円となっており、上半期終了時点では、53,135,651円の当期純損失の計上となりました。

今後も事業の公共性と経済性の調和を図りながら、天理市立メディカルセンターへの移行までの間、効率的な事業運営に努め、医療サービスを提供します。

(2) 議会議決事項

(ア)天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例の制定について (平成25年6月21日議決)

(イ)平成25年度天理市立病院事業会計補正予算(第1号) (平成25年9月27日議決)

(ウ)天理市立メディカルセンターの指定管理者の指定について (平成25年9月27日議決)

(エ)平成24年度天理市立病院事業会計決算認定について (平成25年9月27日認定)

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件 名	届出受理番号	認可年月日
H25.7.23	近畿厚生局長	高度難聴指導管理料の辞退	(高)第38号	H25.7.31
H25.8.27	近畿厚生局長	退院調整加算の辞退	(退院)第35号	H25.9.1

(4) 職員に関する事項

(平成25年9月30日現在)

職 名	事務職員	技術職員	技能職員	計
職員数	11人	77人	5人	93人

2. 業 務

(1) 入院延患者数

(単位：人)

診療科目 \ 月別	4	5	6	7	8	9	計
内 科	1,351	999	752	625	642	648	5,017
人工透析内科	61	77	30	50	84	90	392
外 科	245	176	115	75	97	79	787
整 形 外 科	74	145	70	0	0	0	289
小 児 科	24	35	55	32	27	52	225
産 婦 人 科	94	97	141	150	190	192	864
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻いんこう科	21	13	19	0	0	0	53
計	1,870	1,542	1,182	932	1,040	1,061	7,627
前 年 同 期	2,331	2,195	2,071	2,432	2,226	2,126	13,381
増 減	△ 461	△ 653	△ 889	△ 1,500	△ 1,186	△ 1,065	△ 5,754
対前年同期比	80.2%	70.3%	57.1%	38.3%	46.7%	49.9%	57.0%

(2) 外来延患者数

(単位：人)

診療科目 \ 月別	4	5	6	7	8	9	計
内 科	2,798	2,967	3,082	3,050	2,917	2,660	17,474
人工透析内科	391	404	372	386	381	268	2,202
外 科	399	372	420	417	462	354	2,424
整 形 外 科	597	497	469	170	187	197	2,117
小 児 科	122	163	156	146	138	141	866
産 婦 人 科	407	418	544	486	441	419	2,715
眼 科	225	235	263	259	238	183	1,403
耳鼻いんこう科	410	366	370	355	301	280	2,082
計	5,349	5,422	5,676	5,269	5,065	4,502	31,283
前 年 同 期	5,453	5,711	6,644	6,040	6,040	5,762	35,650
増 減	△ 104	△ 289	△ 968	△ 771	△ 975	△ 1,260	△ 4,367
対前年同期比	98.1%	94.9%	85.4%	87.2%	83.9%	78.1%	87.8%

(3) 事業収支に関する事項

収 入

科 目	平成25年度上半期 (円)	平成24年度上半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比率 (%)
病院事業収益	713,032,757	975,715,498	△ 262,682,741	73.1
1 医 業 収 益	701,913,251	882,331,024	△ 180,417,773	79.6
2 医 業 外 収 益	11,119,506	93,384,474	△ 82,264,968	11.9
3 特 別 利 益	0	0	0	—

支 出

科 目	平成25年度上半期 (円)	平成24年度上半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比率 (%)
病院事業費用	766,168,408	843,956,981	△ 77,788,573	90.8
1 医 業 費 用	754,603,239	832,679,507	△ 78,076,268	90.6
2 医 業 外 費 用	11,440,849	11,277,474	163,375	101.4
3 特 別 損 失	124,320	0	124,320	—

(消費税及び地方消費税抜き)

3. 会 計

(1) 予算執行状況

(ア) 収益的収入及び支出

収 入

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	3,201,739,000	715,522,058	2,486,216,942
1 医 業 収 益	1,722,423,000	704,355,036	1,018,067,964
2 医 業 外 収 益	1,479,315,000	11,167,022	1,468,147,978
3 特 別 利 益	1,000	0	1,000

支 出

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	2,535,197,000	776,141,313	1,759,055,687
1 医 業 費 用	2,476,319,000	764,562,881	1,711,756,119
2 医 業 外 費 用	57,757,000	11,454,112	46,302,888
3 特 別 損 失	821,000	124,320	696,680
4 予 備 費	300,000	0	300,000

(消費税及び地方消費税込み)

(イ) 資本的収入及び支出

収 入				
科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)	
資 本 的 収 入	353,581,000	41,294,000	312,287,000	
1 補 助 金	353,580,000	41,294,000	312,286,000	
2 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	

支 出				
科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)	
資 本 的 支 出	382,136,000	35,028,068	347,107,932	
1 建 設 改 良 費	8,583,000	0	8,583,000	
2 企業債償還金	373,553,000	35,028,068	338,524,932	

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(ア) 企業債

前期末残高 (円)	当期借入高 (円)	当期償還高 (円)	当期末残高 (円)
373,551,823	0	35,028,068	338,523,755

(イ) 一時借入金

前期末残高 (円)	当期借入残高最高額 (円)	当期末残高 (円)
250,000,000	600,000,000	600,000,000

平成25年度天理市立病院事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

(単位：円)

1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	206,008,147		
(2) 外 来 収 益	283,231,539		
(3) そ の 他 医 業 収 益	<u>212,673,565</u>	701,913,251	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	515,343,190		
(2) 材 料 費	62,527,809		
(3) 経 費	145,728,428		
(4) 減 価 償 却 費	30,611,000		
(5) 資 産 減 耗 費	0		
(6) 研 究 研 修 費	<u>392,812</u>	<u>754,603,239</u>	
医 業 損 失			52,689,988
3 医 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 配 当 金	23,404		
(2) 他 会 計 補 助 金	8,712,000		
(3) 他 会 計 負 担 金	0		
(4) 患 者 外 給 食 収 益	3,229		
(5) そ の 他 医 業 外 収 益	<u>2,380,873</u>	11,119,506	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	8,214,358		
(2) 繰 延 勘 定 償 却	0		
(3) 患 者 外 給 食 材 料 費	1,353		
(4) 負 担 金	2,287,138		
(5) 雑 損 失	0		
(6) 雑 支 出	<u>938,000</u>	<u>11,440,849</u>	<u>△ 321,343</u>
経 常 損 失			53,011,331
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	<u>0</u>	0	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	124,320		
(2) そ の 他 特 別 損 失	<u>0</u>	<u>124,320</u>	<u>△ 124,320</u>
当 期 純 損 失			53,135,651
前 年 度 繰 越 欠 損 金			<u>1,220,445,515</u>
当 期 未 処 理 欠 損 金			<u><u>1,273,581,166</u></u>

平成25年度天理市立病院事業貸借対照表

(平成25年9月30日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア 土 地

20,212,001

イ 建 物

1,933,397,123

減価償却累計額

1,003,732,892

929,664,231

ウ 構 築 物

105,021,759

減価償却累計額

77,604,609

27,417,150

エ 器 械 備 品

901,136,933

減価償却累計額

835,002,943

66,133,990

オ 車 両

5,725,600

減価償却累計額

4,357,650

1,367,950

有形固定資産合計

1,044,795,322

固 定 資 産 合 計

1,044,795,322

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

327,524,459

(2) 未 収 金

139,793,912

(3) 貯 蔵 品

5,216,403

(4) 前 払 金

1,150,000

(5) その他流動資産

9,972,905

流動資産合計

483,657,679

3 繰 延 勘 定

(1) 控除対象外消費税

5,103,859

繰 延 勘 定 合 計

5,103,859

資 産 合 計

1,533,556,860

負債の部

4 固定負債		
(1) 退職給与引当金	2,113,640	
(2) 修繕引当金	43,450	
固定負債合計		2,157,090
5 流動負債		
(1) 一時借入金	600,000,000	
(2) 未払金	44,361,993	
(4) 預り金	6,189,977	
(5) その他流動負債	2,489,301	
流動負債合計		653,041,271
負債合計		655,198,361

資本の部

6 資本金		
(1) 自己資本金	183,491,750	
(2) 借入資本金		
ア 企業債	338,523,755	
借入資本金合計	338,523,755	522,015,505
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
ア 補助金	1,616,724,160	
イ 寄附金	13,200,000	
資本剰余金合計	1,629,924,160	
(2) 欠損金		
ア 当期末処理欠損金	1,273,581,166	
欠損金合計	1,273,581,166	
剰余金合計		356,342,994
資本合計		878,358,499
負債資本合計		1,533,556,860

平成25年度上半期天理市水道事業報告書

(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ130戸（0.6％）増加の23,257戸となりましたが、給水人口は、488人（0.7％）減少の67,798人となりました。また、有収水量も工業用使用者や営業用使用者等の使用量が減少したことにより、65,929m³（1.4％）減少の4,484,737m³となりました。

(建設改良)

建設改良工事としましては、川原城町・丹波市町・布留町・杣之内町地内での配水管改良工事及び市内数箇所配水管の新設工事を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が減少したこと等により、給水収益が前年同期に比べ37,589,840円（3.3％）減少の1,112,315,625円となり、当期収入合計は、前年同期に比べ38,849,634円（3.4％）減少の1,118,434,024円となりました。

一方費用は、修繕費、利息等が減少しましたが、天理ダム浚渫工事の影響で動力費、受水費が増加したことにより、前年同期に比べ116,147,081円（11.7％）増加の1,106,484,587円となりました。この結果上半期の損益収支は、11,949,437円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定 例 第 2 回	報 告 第 4 号	平成24年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	H25. 06. 07
定 例 第 3 回	認定案第8号	平成24年度天理市水道事業会計決算認定について	H25. 09. 27

(3) 行政官庁認可事項

該当事項は、ありません。

(4) 職員に関する事項

平成25年9月30日現在（単位：人）

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	臨時職員	計
職員数	9	19	4	1	33

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2. 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額100万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
（配水管新設工事費） 櫛本町 φ100mm配水管布設工事	1,106,700	
吉田町 φ50mm配水管布設工事	2,341,500	
平等坊町 φ75mm配水管布設工事	3,990,000	
（配水管改良工事費） 布留町・杣之内町地内 φ150～25mm配水管改良工事（石上神宮内）	13,900,950	
布留町地内 φ150～25mm配水管改良工事（石上神宮内）に伴う 石上神宮本殿階段改修工事	4,027,800	
川原城町・丹波市町地内 φ150～100mm配水管改良工事	28,514,850	
（24年度繰越 配水施設費） 布留町 布留町水圧調整弁更新工事	5,145,000	
（24年度繰越 配水管新設工事費） 田部町 山の辺第一工区天理停車場線及び街区整備工事・山の辺第一工区区画道路整備工事(6-4号線外2路線)に伴う配水管布設工事	19,265,400	
田部町 φ100mm配水管布設工事	1,921,500	
（24年度繰越 配水管改良工事費） 勾田町地内 道路改良工事(勾田櫛本線)に伴うφ100mm配水管改良工事	4,127,550	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
9 月 末 給 水 人 口 (人)	67,798	68,286	△ 488	99.3
9 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,257	23,127	130	100.6
上 半 期 配 水 量 (m³)	4,772,347	4,729,184	43,163	100.9
上 半 期 有 収 水 量 (m³)	4,484,737	4,550,666	△ 65,929	98.6
上 半 期 有 収 水 量 率 (%) (上半期有収水量/上半期配水量)	94.0	96.2	△ 2.2 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,118,434,024	1,157,283,658	△ 38,849,634	96.6
営 業 収 益	1,113,247,055	1,153,673,579	△ 40,426,524	96.5
営 業 外 収 益	3,726,601	3,610,079	116,522	103.2
特 別 利 益	1,460,368	0	1,460,368	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	1,106,484,587 3,247,000	990,337,506 0	116,147,081 3,247,000	111.7 —
営 業 費 用 (うち、繰越分)	1,043,273,255 3,247,000	921,958,787 0	121,314,468 3,247,000	113.2 —
営 業 外 費 用	63,192,832	68,290,719	△ 5,097,887	92.5
特 別 損 失	18,500	88,000	△ 69,500	21.0
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水 道 事 業 収 益	2,279,778,000	1,165,298,676	1,114,479,324
	営 業 収 益	2,269,498,000	1,160,014,435	1,109,483,565
	営 業 外 収 益	10,278,000	3,750,855	6,527,145
	特 別 利 益	2,000	1,533,386	△ 1,531,386
支 出	水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	2,249,317,350 3,409,350	1,135,675,460 3,409,350	1,113,641,890 0
	営 業 費 用 (うち、繰越分)	2,097,934,350 3,409,350	1,072,459,913 3,409,350	1,025,474,437 0
	営 業 外 費 用	146,899,000	63,196,122	83,702,878
	特 別 損 失	3,484,000	19,425	3,464,575
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業資本的収入	484,917,000	27,594,500	457,322,500
	負 担 金	39,162,000	0	39,162,000
	分 担 金	38,088,000	22,060,500	16,027,500
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補 助 金	11,069,000	5,534,000	5,535,000
	投 資 償 還 金	396,588,000	0	396,588,000
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,564,203,000 32,559,000	267,285,457 30,459,450	1,296,917,543 2,099,550
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	861,528,000 32,559,000	117,264,002 30,459,450	744,263,998 2,099,550
	企 業 債 償 還 金	302,675,000	150,021,455	152,653,545
	投 資	400,000,000	0	400,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
3,874,161,435	0	150,021,455	3,724,139,980

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

平成25年度 上半期天理市水道事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	1,112,315,625		
(2) 受 託 工 事 収 益	0		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>931,430</u>	1,113,247,055	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	558,243,248		
(2) 配 水 及 び 給 水 費	73,010,350		
(3) 受 託 工 事 費	0		
(4) 総 係 費	72,567,104		
(5) 減 価 償 却 費	339,451,000		
(6) 資 産 減 耗 費	909		
(7) そ の 他 営 業 費 用	<u>644</u>	<u>1,043,273,255</u>	
営 業 利 益			69,973,800
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	725,122		
(2) 他 会 計 補 助 金	2,405,000		
(3) 雑 収 益	<u>596,479</u>	3,726,601	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	62,928,935		
(2) 雑 支 出	<u>263,897</u>	<u>63,192,832</u>	<u>△59,466,231</u>
経 常 利 益			10,507,569
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	0		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	<u>1,460,368</u>	1,460,368	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	0		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>18,500</u>	<u>18,500</u>	<u>1,441,868</u>
当 期 純 利 益			11,949,437
前年度繰越利益剰余金			<u>320,487,765</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>332,437,202</u></u>

平成25年度 上半期天理市水道事業貸借対照表

(平成25年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		521,275,477	
ロ 建 物	1,398,560,954		
減価償却累計額	<u>493,027,608</u>	905,533,346	
ハ 構 築 物	20,805,420,256		
減価償却累計額	<u>9,785,562,961</u>	11,019,857,295	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,899,171,590		
減価償却累計額	<u>3,896,273,357</u>	1,002,898,233	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	26,167,807		
減価償却累計額	<u>23,134,156</u>	3,033,651	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	67,410,298		
減価償却累計額	<u>50,657,081</u>	16,753,217	
ト 量 水 器	78,236,253		
減価償却累計額	<u>38,520,542</u>	39,715,711	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>129,554,070</u>	
有形固定資産合計			13,638,621,000

(2) 投 資

イ 投 資 有 価 証 券	695,055,000		
ロ そ の 他 投 資	<u>300,000,000</u>		
投 資 合 計			<u>995,055,000</u>

固定資産合計 14,633,676,000

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	1,670,126,978		
(2) 未 収 金	313,435,988		
(3) 貯 蔵 品	5,364,155		
(4) その他流動資産	<u>199,118,265</u>		
流 動 資 産 合 計			<u>2,188,045,386</u>
資 産 合 計			<u>16,821,721,386</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 引 当 金

イ 退職給与引当金	571,327,039	
-----------	-------------	--

ロ 修繕引当金	<u>399,880,361</u>	
---------	--------------------	--

引当金合計		<u>971,207,400</u>
-------	--	--------------------

固定負債合計		971,207,400
--------	--	-------------

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金

73,746,923	
------------	--

(2) 預 り 金

125,314,182	
-------------	--

(3) その他流動負債

<u>78,761,752</u>	
-------------------	--

流動負債合計		<u>277,822,857</u>
--------	--	--------------------

負債合計		1,249,030,257
------	--	---------------

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

4,708,693,650	
---------------	--

(2) 借 入 資 本 金

イ 企業債	<u>3,724,139,980</u>	
-------	----------------------	--

借入資本金合計		<u>3,724,139,980</u>
---------	--	----------------------

資本金合計		8,432,833,630
-------	--	---------------

6 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額	47,496,532	
-----------	------------	--

ロ 工事負担金	2,298,089,985	
---------	---------------	--

ハ 分担金	2,019,030,063	
-------	---------------	--

ニ 国庫補助金	947,403,797	
---------	-------------	--

ホ 寄附金	<u>1,495,399,920</u>	
-------	----------------------	--

資本剰余金合計		6,807,420,297
---------	--	---------------

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 期 未 処 分

利益剰余金	<u>332,437,202</u>	
-------	--------------------	--

利益剰余金合計		<u>332,437,202</u>
---------	--	--------------------

剰余金合計		<u>7,139,857,499</u>
-------	--	----------------------

資本合計		<u>15,572,691,129</u>
------	--	-----------------------

負債資本合計		<u>16,821,721,386</u>
--------	--	-----------------------

平成25年度上半期天理市下水道事業報告書

(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の排水戸数は、下水道事業の整備が進み、前年同期に比べ239戸(1.2%)増加の19,708戸となりました。また、排水量は一般家庭の節水型家電の浸透、節水意識の向上等により18,578㎥(0.4%)減少の4,297,453㎥となりました。

(建設改良)

建設拡張工事としては、福住町地内で污水管布設工事を行い、区画整理事業に伴う田部町の污水管布設工事を行っています。

また、公共樹の設置工事を市内各地で行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、下水道使用料収入は前年同期に比べ8,696,986円(1.4%)減少の626,348,350円となりましたが、他会計補助金が33,090,000円増加したことにより、当期収入合計は、前年同期に比べ18,924,366円(1.4%)増加の1,346,398,866円となりました。一方費用は、流域下水道維持管理負担金、支払利息等が減少したことにより、前年同期に比べ23,054,977円(1.8%)減少の1,232,421,373円となりました。この結果、上半期の損益収支は、113,977,493円の純利益となりました。

今後一層の経営努力により経費削減に努め、下水道の普及を推進する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報 告 第 5 号	平成24年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	H25. 06. 07
定例第3回	議 案 第 60 号	天理市下水道条例の一部改正について	H25. 09. 27
定例第3回	認定案第9号	平成24年度天理市下水道事業会計決算認定について	H25. 09. 27

(3) 行政官庁認可事項

申 請 年 月 日	件 名	申 請 先	許 可 等 年 月 日
平成25年4月1日	平成25年度社会資本整備総合交付金交付申請	国土交通大臣	平成25年4月1日

(4) 職員に関する事項

平成25年9月30日現在（単位：人）

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	7	6	0	13

(5) 使用料金その他利用条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額100万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
（公共下水道整備費 樹設置費） 柳本町地内汚水樹設置工事	1,031,100	
（特定環境保全公共下水道整備費 樹設置費） 遠田町地内汚水樹設置工事	1,249,500	
（農業集落排水施設整備費 管渠整備費） 福住町地内汚水管布設工事	1,783,950	
（24年度繰越 公共下水道整備費 管渠整備費） 田部町地内汚水管布設工事	20,953,800	
（24年度繰越 農業集落排水施設整備費 管渠整備費） 藤井地区処理場監視システム設置工事	1,275,750	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
9 月 末 排 水 戸 数 (戸)	19,708	19,469	239	101.2
上 半 期 排 水 量 (m ³)	4,297,453	4,316,031	△ 18,578	99.6

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
下 水 道 事 業 収 益	1,346,398,866	1,327,474,500	18,924,366	101.4
営 業 収 益	652,746,802	665,924,154	△ 13,177,352	98.0
営 業 外 収 益	693,650,114	661,550,346	32,099,768	104.9
特 別 利 益	1,950	0	1,950	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
下 水 道 事 業 費 用	1,232,421,373	1,255,476,350	△ 23,054,977	98.2
営 業 費 用	950,731,993	955,908,005	△ 5,176,012	99.5
営 業 外 費 用	281,682,750	299,534,415	△ 17,851,665	94.0
特 別 損 失	6,630	33,930	△ 27,300	19.5
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下 水 道 事 業 収 益	2,694,023,000	1,372,422,276	1,321,600,724
	営 業 収 益	1,340,039,000	678,760,856	661,278,144
	営 業 外 収 益	1,353,983,000	693,659,372	660,323,628
	特 別 利 益	1,000	2,048	△ 1,048
支 出	下 水 道 事 業 費 用	2,704,861,000	1,247,373,034	1,457,487,966
	営 業 費 用	2,110,780,000	965,683,322	1,145,096,678
	営 業 外 費 用	591,560,000	281,682,750	309,877,250
	特 別 損 失	1,521,000	6,962	1,514,038
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	462,513,000 5,305,000	194,626,910 0	267,886,090 5,305,000
	負 担 金	51,484,000	5,315,010	46,168,990
	補 助 金 (うち、繰越分)	397,467,000 5,305,000	187,581,000 0	209,886,000 5,305,000
	長期貸付金回収金	3,562,000	1,730,900	1,831,100
	その他資本的収入	10,000,000	0	10,000,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,765,585,550 27,467,550	776,337,313 22,229,550	989,248,237 5,238,000
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	269,316,550 27,467,550	42,362,941 22,229,550	226,953,609 5,238,000
	長 期 貸 付 金	10,000,000	1,160,000	8,840,000
	企 業 債 償 還 金	1,482,663,000	732,814,372	749,848,628
	その他資本的支出	3,606,000	0	3,606,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
24,108,668,525	0	732,814,372	23,375,854,153

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

平成25年度 上半期天理市下水道事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	626,348,350		
(2) 他会計負担金	26,205,952		
(3) その他営業収益	<u>192,500</u>	652,746,802	
2 営業費用			
(1) 管渠費	16,250,369		
(2) 農業集落排水施設維持費	5,461,030		
(3) 雨水ポンプ場費	1,972,549		
(4) 流域下水道維持管理負担金	258,030,269		
(5) 業務費	17,142,127		
(6) 総係費	43,983,649		
(7) 減価償却費	<u>607,892,000</u>	<u>950,731,993</u>	
営業損失			297,985,191
3 営業外収益			
(1) 受取利息	99,508		
(2) 他会計補助金	660,355,500		
(3) 県補助金	33,000,000		
(4) 雑収益	<u>195,106</u>	693,650,114	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	281,682,750		
(2) 雑支出	<u>0</u>	<u>281,682,750</u>	<u>411,967,364</u>
経常利益			113,982,173
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>1,950</u>	1,950	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>6,630</u>	<u>6,630</u>	<u>△4,680</u>
当期純利益			113,977,493
前年度繰越欠損金			<u>306,576,112</u>
当期未処理欠損金			<u><u>192,598,619</u></u>

平成25年度 上半期天理市下水道事業貸借対照表

(平成25年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		137,328,938	
ロ 建 物	190,958,037		
減価償却累計額	<u>16,619,742</u>	174,338,295	
ハ 構 築 物	42,550,686,288		
減価償却累計額	<u>3,681,283,503</u>	38,869,402,785	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,289,291,960		
減価償却累計額	<u>232,123,634</u>	1,057,168,326	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	212,835		
減価償却累計額	<u>202,194</u>	10,641	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	1,947,055		
減価償却累計額	<u>374,120</u>	1,572,935	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>63,714,003</u>	
有形固定資産合計			40,303,535,923

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権		176,102	
ロ 電 話 加 入 権		260,000	
ハ 施 設 利 用 権		<u>1,953,768,600</u>	
無形固定資産合計			1,954,204,702

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		7,344,460	
ロ 基 金		<u>42,084,640</u>	
投 資 合 計			<u>49,429,100</u>
固 定 資 産 合 計			42,307,169,725

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		851,779,469	
(2) 未 収 金		270,087,129	
(3) その他流動資産		<u>28,369,799</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>1,150,236,397</u>
資 産 合 計			<u>43,457,406,122</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 引 当 金

イ 退職給与引当金

28,233,827

引 当 金 合 計

28,233,827

固 定 負 債 合 計

28,233,827

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金

9,788,000

(2) その他流動負債

イ 預 り 金

125,839,452

ロ その他流動負債

26,023,410

その他流動負債合計

151,862,862

流 動 負 債 合 計

161,650,862

負 債 合 計

189,884,689

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

3,113,682,326

(2) 借 入 資 本 金

イ 企 業 債

23,375,854,153

借入資本金合計

23,375,854,153

資 本 金 合 計

26,489,536,479

6 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

1,973,013,231

ロ 受益者負担金

373,295,207

ハ 国庫補助金

11,339,860,074

ニ 県 補 助 金

1,336,897,857

ホ 他 会 計 補 助 金

1,853,005,540

ヘ 他 会 計 負 担 金

94,511,664

資本剰余金合計

16,970,583,573

(2) 欠 損 金

イ 当 期 未 処 理

欠 損 金

192,598,619

欠 損 金 合 計

192,598,619

剰 余 金 合 計

16,777,984,954

資 本 合 計

43,267,521,433

負 債 資 本 合 計

43,457,406,122

(平成25年11月12日揭示済)

天理市告示第370号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年11月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月12日から平成26年1月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年11月13日揭示済)

天理市告示第371号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年11月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月13日から平成26年1月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年11月13日揭示済)

天理市告示第372号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年11月13日

3 移動対象区域

天理市喜殿町245番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月13日から平成26年1月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月14日揭示済)

天理市告示第373号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月14日から平成26年1月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月14日揭示済)

天理市告示第374号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月14日

3 移動対象区域

天理市豊田町199番地2先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月14日から平成26年1月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月14日揭示済)

天理市告示第375号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月14日

3 移動対象区域

天理市丹波市町197番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月14日から平成26年1月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月15日揭示済)

天理市告示第376号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月15日から平成26年1月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月15日揭示済)

天理市告示第377号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、海知町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年11月15日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市海知町122番地
澤 田 正 巳

変更後 代表者 天理市海知町548番地
鳥 山 幸 男

変更年月日 平成25年4月1日

(平成25年11月18日揭示済)

天理市告示第378号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年11月18日
 - 3 移動対象区域
天理市三島町411番地2先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月18日から平成26年1月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年11月19日揭示済)

天理市告示第379号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年11月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月19日から平成26年1月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年11月19日揭示済)

天理市告示第380号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日

平成25年11月19日

3 移動対象区域

天理市田町111番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月19日から平成26年1月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月20日揭示済)

天理市告示第381号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年11月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年11月20日揭示済)

天理市告示第382号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月20日から平成26年1月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月21日揭示済)

天理市告示第383号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月21日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月21日から平成26年1月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月22日揭示済)

天理市告示第384号

住民票の職権消除について

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたため、同令第12条第1項の規定により、住民票を職権で消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年11月22日

天理市長 並 河 健

記

- ・職権消除した年月日 平成25年11月13日
- ・職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

この処分に不服があるときは、住民基本台帳法第31条の4の規定により、当該処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に審査請求することができます。

また、この場合においては、天理市長に異議申立てをすることもできます。

(平成25年11月22日揭示済)

天理市告示第385号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月22日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月22日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月22日から平成26年1月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月22日揭示済)

天理市告示第386号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年11月22日
- 3 移動対象区域
天理市石上町326番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成25年11月22日から平成26年1月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年11月25日揭示済)

天理市告示第387号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年11月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成25年11月25日から平成26年1月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年11月27日揭示済)

天理市告示第388号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	アルプス家政婦紹介所	立看板	2	三島町	H25.11.5	H25.11.5	市役所地下駐車場
2	タケソー不動産	はり札	1	櫛本町	H25.11.20	H25.11.20	
3	松茸	はり札	7	森本町	H25.11.20	H25.11.20	
4	コウシン不動産	はり札	8	西長柄町	H25.11.20	H25.11.20	
5	山晃住宅	ラック	2	川原城町	H25.11.20	H25.11.20	
6	ギターアンティーク	その他	1	和爾町	H25.11.20	H25.11.20	

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001（内線330）

(平成25年11月27日 揭示済)

天理市告示第389号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年11月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月27日から平成26年1月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年11月28日 揭示済)

天理市告示第390号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年11月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年11月28日から平成26年1月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年11月29日 揭示済)

天理市告示第391号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年11月29日
- 3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月29日から平成26年1月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年11月29日揭示済)

天理市告示第392号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年11月29日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年11月29日

3 移動対象区域

天理市勾田町149番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年11月29日から平成26年1月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年12月2日揭示済)

天理市告示第393号

平成25年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年12月2日

天理市長 並 河 健

記

1 期 日 平成25年12月9日

2 場 所 天理市役所議事場

(平成25年12月2日揭示済)

天理市告示第394号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月2日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年12月2日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成25年12月2日から平成26年1月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月2日揭示済)

天理市告示第395号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年12月2日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年11月29日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月2日から平成26年6月1日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年12月3日揭示済)

天理市告示第396号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年12月3日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月3日から平成26年1月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月4日揭示済)

天理市告示第397号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月 4 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月 4 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月 4 日から平成26年 2 月 1 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年12月 5 日揭示済)

天理市告示第398号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年12月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月 5 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月 5 日から平成26年 2 月 2 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年12月 5 日揭示済)

天理市告示第399号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年12月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年12月 5 日
- 3 移動対象区域
天理市豊田町76番地 5 先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月 5 日から平成26年 2 月 2 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

平成25年12月10日 火曜日

天理市公報

律第178号)に規定する休日を除く。)
(2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

公 告

(平成25年11月29日揭示済)

天理市公告第45号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年11月29日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成25年12月2日揭示済)

天教告示第16号

平成25年12月6日午後1時30分から12月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成25年12月2日

天理市教育委員会

教育委員長 前川 喜太郎

農業委員会

(平成25年11月25日揭示済)

天農委告示第12号

平成25年12月4日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成25年11月25日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第5号 その他
① 市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成25年11月12日揭示済)

天選告示第39号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成25年6月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年11月12日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成25年12月2日揭示済)

天選告示第40号

平成25年12月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並び

に市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年12月2日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,056人

6分の1の数 8,794人

3分の1の数 17,587人

公営企業

（平成25年11月8日揭示済）

天理市上下水道局公告第29号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年11月8日

天理市上下水道事業管理者

中谷博

第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|-------------------------------|------------------------|----------|
| (1) 工 事 名 | φ150mm配水管改良工事 | |
| (2) 工事場所 | 天理市田部町、三島町地内 | |
| (3) 工事概要 | (仮設配管工事) | |
| | φ100mm仮設管布設工 | L=208.6m |
| | φ 75mm仮設管布設工 | L=392.5m |
| | φ 50mm仮設管布設工 | L= 21.0m |
| | φ 25mm仮設管布設工 | L=104.6m |
| | 仮設公道分岐工 | N= 43箇所 |
| | (本設配管工事) | |
| | φ150mmGX形铸铁管布設工 | L=367.2m |
| | φ100mmポリエチレン管布設工 | L=196.3m |
| | φ 50mmポリエチレン管布設工 | L=102.0m |
| | 本設公道分岐工 | N= 46箇所 |
| | (既設管撤去工事) | |
| | φ150mmCIP管撤去工 | L=201.1m |
| | φ100mmCIP管撤去工 | L=183.6m |
| | φ 75mmCIP管撤去工 | L=115.1m |
| | φ 50mmVP管撤去工 | L=107.9m |
| | (舗装本復旧工事) | |
| | アスファルト舗装工 | 3,068.0㎡ |
| (4) 工 期 | 平成26年3月31日まで | |
| (5) 予定価格 | 59,141,250円 | |
| | (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) | |
| (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） | 設定有り。 | |

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であるこ

と。

- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 局が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成25年度）において土木工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
- ⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
- ⑥ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑨ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
名 称 (株) サンテック 奈良営業所
所在地 奈良県橿原市南八木町3-4-13

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課庶務係 行
- (9) 開札日時及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

- ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階 会議室

第4 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（平成23年7月）に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第5 その他

- (1) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (3) 入札結果の公表等
落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。
- (4) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第6 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第7 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

φ150mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年11月8日（金）から 平成25年11月15日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年11月11日（月）から 平成25年11月15日（金）まで
質問書の提出期限	平成25年11月20日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年11月22日（金）
質問書への回答日	平成25年11月22日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年11月27日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年11月29日（金）
入札書到着期限日	平成25年12月4日（水）
開札の日時	平成25年12月5日（木） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成25年12月5日（木） 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年11月15日揭示済)

天理市上下水道局公告第30号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年11月15日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 $\phi 200\text{mm}$ 配水管布設工事
- (2) 工事場所 天理市檜町、和爾町地内
- (3) 工事概要 (本工事)
 $\phi 200\text{mm}$ G X形鑄鉄管布設工 L=563.0m
 $\phi 100\text{mm}$ G X形鑄鉄管布設工 L= 1.0m
 (舗装工事)
 本復旧工 (市道) 2,279 m^2
- (4) 工 期 平成26年3月10日まで
- (5) 予定価格 35,530,950円
 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。) 設定有り。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局 (以下「局」という。) に対して天理市建設工事執行規則 (昭和48年2月天理市規則第4号) 第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書 (様式第1号) を提出している土木工事の資格を有する建設業者 (市内に本店又は営業所 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。) を有するもの) であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの) における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 局が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表 (平成25年度) において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
 - ⑥ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面 (様式は自由とする。以下「質問書」という。) により提出した者であること。
 - ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑨ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。ただし、請負代金の金額が25,000,000円以上となった場合は、専任で配置できること。
 - ① 1級若しくは2級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
名 称 株式会社 中外設計コンサルタント 奈良事務所
所在地 奈良県桜井市大字粟殿1026番地4-203

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 仕様書公開の日時及び場所

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 (1)に同じ。

(5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ。
- ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

(7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(8) 入札書の到着期限日及び送付先

- ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課庶務係 行

(9) 開札日時及び場所

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階 会議室

第4 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（平成23年7月）に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第5 その他

(1) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免 除

② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第6 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第7 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

φ200mm配水管布設工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年11月15日（金）から 平成25年11月22日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年11月18日（月）から 平成25年11月22日（金）まで
質問書の提出期限	平成25年11月27日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年11月29日（金）
質問書への回答日	平成25年11月29日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年12月4日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年12月6日（金）
入札書到着期限日	平成25年12月11日（水）
開札の日時	平成25年12月12日（木） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成25年12月12日（木） 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年11月22日揭示済)

天理市上下水道局公告第31号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年11月22日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 公共下水道管修繕工事
- (2) 工事場所 天理市稲葉町、岩室町
- (3) 工事概要 工事延長 L=147.9m
既設公共下水道管①（HPφ1,000mm）
管更生（自立管） L=135.6m
既設公共下水道管②（HPφ800mm）
既設管φ800mmに塩ビ管φ250mm挿入 L= 12.3m
- (4) 工 期 平成26年3月20日まで
- (5) 予定価格 55,001,100円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） 設定有り。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 局が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成25年度）において土木工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
名 称 中日本建設コンサルタント株式会社 大阪事務所
所在地 大阪府中央区内本町一丁目3番5号

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領（平成23年4月）第6条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課庶務係 行
- (9) 開札日時及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階 会議室

第4 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（平成23年7月）に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第5 その他

- (1) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (3) 入札結果の公表等
落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。
- (4) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細について

は、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第6 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第7 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

公共下水道管修繕工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年11月22日（金）から 平成25年11月29日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年11月25日（月）から 平成25年11月29日（金）まで
質問書の提出期限	平成25年12月 4 日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年12月 6 日（金）
質問書への回答日	平成25年12月 6 日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年12月11日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年12月13日（金）
入札書到着期限日	平成25年12月18日（水）
開札の日時	平成25年12月19日（木） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成25年12月19日（木） 午後 2 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年11月25日揭示済)

天理市上下水道局公告第32号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年11月25日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第1処理分区	田部町の一部

(平成25年11月25日揭示済)

天理市上下水道局公告第33号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年11月25日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第9処理分区	東井戸堂町の一部

(平成25年12月4日揭示済)

天理市上下水道局公告第34号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年12月4日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第8処理分区	永原町の一部